

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第3回福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日時 : 令和6年10月3日(木) 15:00～16:20

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 3人(定数3人)
大坪 稔
平井 佐和子(部会長)
森 昭彦

【労働者代表委員】 3人(定数3人)
沖中 聡志
小田 卓
中村 貴征

【使用者代表委員】 2人(定数3人)
緒方 正剛
高松 雄太

【福岡労働局】 田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正について

(2) その他

5 審議内容

部 会 長 はい、皆様こんにちは。定刻より少し早いですけれども、ただ今から令和6年度福岡地方最低賃金審議会 第3回福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本会議は公開としておりますが、本日は傍聴人はいないと聞いております。

次に、本日の委員の出欠及び定足数について、事務局より報告をお願いします。

室長補佐 はい、本日は、使用者代表委員の山口委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく、開催に必要な定足数を満たされており、本会議は成立をしている旨、御報告します。

なお、これ以降部会の名称については、略称を用います。

以上です。

部 会 長 はい、本日の議事録の確認については

労働者代表委員 小田委員

使用者代表委員 高松委員

をお願いいたします。

小田委員

(承 諾)

高松委員

部 会 長 それでは、議事(1)の「福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について」です。

前回の第2回専門部会では、労働者代表委員からは、電機連合の春闘結果である企業内最低賃金 時間換算額1,194円を3年間で達成することに加え、福岡県最低賃金に対する電機特定最低賃金の優位性としての109パーセントを維持したく、プラス63円、額として1,082円の主張をされました。

使用者代表委員からは、急激な賃上げは中小企業に悪影響を及ぼすおそれがあるが、一定の賃上げについては理解を示すので、持家の帰属家賃を除く消費者物価指数の北九州市の令和5年10月から令和6年7月の平均値3.5パーセントを用いてプラス35円、額として1,035円の主張をされました。

以上のまとめで、間違いはございませんでしょうか。

労使委員

(相違なし)

部 会 長 はい、それでは今回は、労使それぞれの御主張をお伺いして、更なる御検討をお願いしたところです。本日その検討状況を含めて重ねて労使双方からお伺いしながら進めていきたいと思いますが、この場で三者揃った段階で御意見、御主張があればお伺いします。

中村委員 はい、よろしいですか。

部会長 はい、労働者代表委員から。

中村委員 労働者代表委員の中村です。私も労働者の一人でございますが、まず、現場からのこの最低賃金にかかる期待感、労働者の声を踏まえてお伝えしたいと思います。よろしくをお願いします。

小田委員 はい、労働者代表委員の小田です。

私の所属している会社は西部電機といいまして、委員の皆様とは名刺交換して御存じだと思いますけれども、古賀市に存在している会社で働いております。西部電機の高卒の新卒労働者とパートタイム労働者の話を聞いてきたので、この場で少し話させていただければと思います。よろしくをお願いします。

まず、高卒で新卒労働者の話なのですけれども、私どもの会社は電機連合に所属しておりますので、最低でも18歳の高卒初任給としては高い位置で推移しています。それを目指すための今回の発言ということになるのですが、高卒で新卒労働者の同級生の中には組合がない企業で働いている労働者が多数おります。その産業は、電機機械器具製造業か、鉄鋼製造業か、輸送用機械器具製造業か、或いは地域によって北九州市で働いているのか、福岡市で働いているのか、地域においては盛んな産業が違いますが、同じ電機産業で働いている高卒で新卒労働者の話を聞きますと、給料が違うからとか、お金の話は非常にしにくいけれどもプライベートに話しています。

それくらい当企業では、電機産業で働く18歳の高卒で新卒労働者の初任給が高い位置で推移しています。

しかし、北九州市のような鉄鋼業が盛んな地域では、組合がない企業で働く労働者は、やはり電機産業から鉄鋼産業の高い方の賃金に惹かれていってしまうというのがあります。私が働いている古賀市では、電機産業の会社が近くにあるので私どもの会社に働きに来られるというのがあります。

優秀な人材であればあるほど、働いている時間に対する自分の報酬がどのくらいなのかを意識し、働いている時間に対して、出来るだけ報酬が高い方がいいと希望しており、また電機産業は、今後の日本を引っ張っていくリーディング産業であるとの意識も高く、そのため時間単位である産業別最低賃金がどうなっているのかを、若い新入社員もしっかりと見ています。このように高卒で新卒の若い労働者も産業別最低賃金に注目していますので、労働組合としましても、産業別最低賃金にはこだわって行きたいと考えています。

一方、パートタイム労働者の話を聞きますと、テレビからの情報や私が所属している組合では物価高以上の賃上げというところで、御存じのとおり、5パーセント

以上の賃上げを昨年度は達成しました。

ただし、パートタイム労働者の方々はその賃上げについて実感がないということとして、10月に発効される地域別最低賃金、12月に発効される特定最低賃金まで待たなくてはならない、この間にも物価は上がっていくから、物価上昇分の賃上げでは生活に困るとというのが現場で言われた発言として、私も現場ではいろいろと言いつきをさせられました。それらの意見を踏まえてしっかりと協議に臨みたいと思っております。

しかしながら、パートタイム労働者の方々も、自分達の働いている企業の存続というのにも意識しております。ここは公、労、使、揃っております。前回の専門部会で高松委員がおっしゃられた企業倒産も増えておりますので、そういったことも気にしながらしっかりとここで協議して、電機特定最低賃金の引上げにこだわっていきたいと思っております。

それで、労働者側としては前回と同様、あくまでこの場では引き続き引上げ金額63円ということまで主張していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

部 会 長

はい、ありがとうございます。

それでは使用者側、何か御発言がありましたら、お願いします。

緒 方 委 員

使用者側委員の緒方でございます。

今、お話がありました、小田委員とお互いの会社が近くにあります、労働者の採用も競合と申しますか、常に小田委員の所属する会社の名前が聞こえてくるところでございます。

前回主張させていただいたことの繰り返しとなるところであります。人件費に対して物価が上がってきていることを我々も認識しているものの、原材料の価格が非常に高騰しているところに併せて、人件費も昨年の賃上げを踏まえて上昇をしてきているという状況の中で、それが企業収益を非常に圧迫してきているという事実でございます。中小企業においては、通常の事業活動における賃金支払い能力を超えて無理な賃金改正を行っているという企業が多数あると聞いております。

今、お話がありましたように、帝国データバンクの調査でも昨年の九州の企業における休廃業件数が5,000件を超えているということで、対前年比でも5.8パーセントも増加している状況でございます。

弊社、株式会社キューヘンの関連企業の中でも、こういう状況の中では賃金改正については非常に慎重に審議してほしいということで、私どものところに申し入れてきている企業もあるところでございます。

また、価格転嫁についても、国の方から色々と支援施策をしていただいているものの、原材料費に関しましては50パーセント以上何らかの形で転嫁できているということを知っているのですが、実際、労務費に関しては、まだまだ価格転嫁が進ん

でないという状況がございまして、人件費を改善するための原資がまだ十分に確保できていないというのが窺えるのではないかと考えております。

一方、先ほどもお話がありましたように、九州内の電機産業への優秀な人材確保という意味では、私も労働者の採用を担当しておりますので、本当に切実な厳しい状況ということを特に今年は肌身に染みて感じているところでございます。

特に九州内の各県、福岡県内での他の産業との優位性を担保していくということが必要であると、この採用状況の厳しさから一定の賃上げは必要ではないかと我々も感じております。

そういう状況の中で、今年は特に中小企業における労務費の価格転嫁が少しずつ進みだすまでは急激な賃金改定は行わずに、中小企業の体力を考えた賃金改正をして、前回提示させていただいた金額から検討して、今回は福岡県の経営者協会が調査した2024年の賃金改定調査における、労働者99人以下、いわゆる中小企業の賃金上昇率4.7パーセント、額に換算して48円の改定を今回は提示させていただきたいと考えております。

以上でございます。

部会長 双方、具体的な御発言、どうもありがとうございました。

中村委員 よろしいでしょうか。

部会長 それでは、中村委員。

中村委員 はい、ありがとうございます。使用者代表委員の皆様からは再検討してアップした金額を提示していただいてありがとうございます。

こちら側の考え方のスタンスは先ほど小田委員が言われたとおりでございますが、今、使用者代表委員から提示していただいた考え方及び金額の参考といたしまして、私の方から他県の情報を掴んでおりますので、それを述べさせていただきます。それらを参考に、更に公益委員の皆様のお意見を踏まえながら、こちらとしても引上げ金額の見直しも考えて二者協議に入りたいと思いますので、まず他県の状況を報告いたします。

もし、労働局の皆様の方でも同様の状況を御存じでありましたら、また間違っていたのなら御指摘をいただきたいし、また、次回の専門部会でも訂正していただきたいと思っております。

電機産業の特定最低賃金の引上げ額であります。埼玉県がプラス50円、兵庫県がプラス51円、北海道がプラス52円、大阪府がプラス59円です。これらの金額を各々の改正後の地域最低賃金と比べると、埼玉県が地賃の引上げ額と同額、兵庫県も地賃の引上げ額と同額、北海道が地賃の引上げ額プラス2円上乗せ、大阪府が地賃の引上げ額プラス9円上乗せされているというところが、私が掴んでいる他県の

電機産業の特定最低賃金の状況です。ただし、結審前の状況ですので確定ではありません。

また、他の特定最低賃金の状況については、福岡県では鉄鋼業の最低賃金が 53 円で結審したと聞いております。それを踏まえて二者協議に入りたいと思っております。

いろいろな状況でこのような金額改正の動きが出てきておりますので、これらの世間相場を踏まえながら、先ほど使用者代表委員から述べられた内容、そして公益委員の皆様とも意見交換をいただきながら、この後の二者協議で、こちらの引上げ金額の見直したところもお話しさせていただきたいと思っております。

以上です。

部 会 長

はい、ありがとうございました。

では、公益委員の方から労使委員へそれぞれ伺いながら、協議に入りたいと思います。労使委員はそれぞれ控室にてお待ちください。

それでは事務局は、それぞれの控室に御案内してください。

(労使代表委員退室)

(公益委員と労働者側代表委員との個別折衝)

(公益委員と使用者側代表委員との個別折衝)

(労使代表委員入室)

(議事再開)

部 会 長

はい、お疲れ様でした。

本日は、労使双方の主張、御意見をお聞きし、調整等を図ってきましたが、意見一致には至りませんでした。

本日の主張の趣旨としては、労働者代表委員は、令和 6 年 10 月 5 日改正の福岡県地域別最低賃金の引上げ率が 5.42 パーセントであることを用いて、1,074 円のプラス 55 円を主張されました。

使用者代表委員は、福岡県経営者協会が発表した 2024 年春季労使交渉での賃金改定回答における製造業全体平均の賃金引上げ率が 4.97 パーセントであることを用いて、1,069 円のプラス 50 円を主張されました。

双方間違いございませんでしょうか。

労 使 委 員

(異議なし)

部 会 長 労使双方の主張する金額に未だ開きがありますので、審議は次回の第4回専門部会に持ち越すことにいたします。

なお、次回が最終日となります。ここまで皆様で審議を尽くしてきましたので双方におかれましても、第4回専門部会にて全会一致での結審をお願いいたします。

そのためにも、次回までに労使による個別折衝を行っていただくよう、併せてお願いします。

公益委員として引き続き努力していきますので、皆様よろしくをお願いします。

最後に、議事（2）のその他です。何かございますか。

労 使 委 員 (意見等なし)

部 会 長 事務局から何かありますか。

室 長 補 佐 (次回の開催日等、連絡事項を説明)

部 会 長 はい、それではこれを持ちまして、第3回専門部会を閉会いたします。
大変、お疲れ様でした。

